

拒絶理由通知書 (商標出願2019-148800)

拒絶理由通知書^{1/}

商標登録出願の番号 商願2019-148800
起案日 令和2年6月26日
特許庁審査官 駒井 芳子 4121
商標登録出願人代理人 特許業務法人ベリーベスト国際特許事務所 様

適用条文 第3条第1項第3号及び第4条第1項第16号、第4条第1項第8号

この商標登録出願については、商標登録をすることができない次の理由がありますので、商標法第15条の2（又は同法第15条の3第1項）に基づきその理由を通知します。

これについて意見があれば、この書面発送の日から40日以内に意見書を提出してください。

なお、意見書の提出があったときは、商標登録の可否について再度審査することになります。

理由 1

■第3条第1項第3号（品質等表示）及び第4条第1項第16号（品質等誤認）

この商標登録出願に係る商標（以下、「本願商標」といいます。）は、「RUANN」と標準文字（普通に用いられる方法）であらわしてなるところ、該文字は、女性シンガーソングライター大山琉杏氏の著名な略称である「RUANN」を表したものと認識させるものです。

そうしますと、本願商標をこの商標登録出願に係る指定商品及び指定役務中、第9類「録音又は録画済みのコンパクトディスク・ビデオディスク及びDVD、ダウンロード可能な音楽・音声・画像・映像・文字情報、電子出版物」、第16類「書籍」及び第41類「放送番組の制作」等に使用するときには、これに接する取引者、需要者は、当該商品及び役務に係る収録曲を歌唱、演奏する者が「RUANN」であることを理解、認識するとどまりますから、本願商標は、単に商品の品質（内容）、役務の質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標にすぎないものというべきです。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当し、前記商品及び役務のうち、「RUANNの歌唱、演奏に係る商品及び役務」以外の「商品及び役務」に使用するときには、商品の品質及び役務の質の誤認を生じさせるおそれがありますので、商標法第4条第1項第16号に該当します。

2/

理由 2

■第4条第1項第8号（他人の氏名又は名称等）

この商標登録出願に係る商標は、「RUANN」と標準文字であらわしてなるところ、該文字は、女性シンガーソングライター大山琉杏氏の著名な略称である「RUANN」の文字よりなるものであり、かつ、その者の承諾を得たものとは認められません。

したがって、この商標登録出願に係る商標は、商標法第4条第1項第8号に該当します。

なお、承諾書を提出する場合に、承諾者の住所は、居所の記載でも認められません。

(参考)

●スポーツ報知のウェブサイト

(<https://hochi.news/articles/20171227-OHT1T50234.html>)

「米路上ライブの14歳・RUANNをCM抜擢！『表現者として』最高を目指して“頑張ります” / 14歳の女性歌手・RUANN（ルアン）が、28日スタートのCygames（サイゲームス）の新CM「シャドー編」のCM曲「GET THE GLORY」に抜てきされたことが27日、分かった。・・・アップテンポの同曲に、RUANNは『仲間がいるからこそ、ゴールを無視してどこ

までも走っていけるとイメージして作った。・・・」の記載があります。

●TVアニメ「3月のライオン」のウェブサイト

(<https://3lion-anime.com/music/>)
「エンディングテーマ/RUANN『I AM STANDING』/みなさん
初めまして、『3月のライオン』のエンディング曲を歌わせていただくことになりましたRUANN(ルアン)です。私の曲を選んでもらえたことがとても嬉しいです。・・・みなさんがアニメを観て感じる想いにこの曲が寄り添えたらいいと思います！」の記載があります。

●アニメハックのウェブサイト

(<https://anime.eiga.com/news/107175/>)
「『ANEMONE エウレカセブン』主題歌は15歳の中学生アーティスト・RUANN 新ビジュアルも公開/『ANEMONE 交響詩篇エウレカセブン ハイエボリューション』の主題歌が、15歳の現役中学生アーティストのRUANNが歌う『There's No Ending』に決定した。・・・」の記載があります。

3/

●RUANN FAN SITEのウェブサイト

(<https://ruann-fan-site.com/songs/lovenhope/>)
「『LOVE & HOPE』がFOD連続ドラマ『高嶺と花』の主題歌に決定！/RUANNちゃんコメント/『高嶺と花』の主題歌を務めさせていただきましたRUANNです。『LOVE & HOPE』が主題歌になるということを知った時、すごく嬉しくて飛び上がりそうな気持ちでいっぱいでした！・・・」の記載があります。
※URLの最終閲覧日：2020年6月23日

*** 問合せ先について *****

◇この通知に関する審査内容についてのお問合せ先

担当審査官 駒井 芳子
電話番号 03-3581-1101 (代表) 内線4653

審査に関するお問合せは、その内容の透明性を担保するため面接記録又は応対記録として記憶され公衆の閲覧に供されます。

(面接ガイドライン【商標審査編】5.2面接時の手続、5.3面接記録の記載、6.2電話・ファクシミリ等による相談時の手続、6.3対応記録の記載等
http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/mensetu_guide/syohyo.pdf
参照。)

◇御連絡

特許法等の一部を改正する法律(平成27年7月20日法律第55号)が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、期間延長請求書を提出することにより、拒絶理由等に対する意見書等の提出期間の延長が可能となりましたが、期間内に提出される意見書等に、期間延長の請求の意思がない旨を記載された場合は、期間延長の請求期間を待たずに、審査を進めることとします。

なお、前述の意見書等が提出されていない場合であっても、全ての拒絶理由が解消している等、更なる意見書の提出が想定されないと判断し得る場合は、審査を進めることがあります。

1. 特許出願及び商標登録出願における拒絶理由通知の応答期間の延長に関する運用の変更について(平成28年4月1日開始)
(https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/kyozetu_entyou_160401.htm)

2. 商標審査便覧「20.03 上申書等により応答期間の延長の求めがあった場合の取扱い」

4/E

(https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/syohyoubin/20_03.pdf)

***** ご注意 *****

この"ご注意"は、全ての拒絶理由通知書に自動的に記載しているものです。

1. 手続補正書を提出する場合の「【補正対象項目名】」の欄の記載について

手続補正書を提出する場合、「【補正対象項目名】」の欄に「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」と記載すると、その出願の指定商品及び指定役務の全てが、「【補正の内容】」の欄に記載されたもののみになりますので、ご注意ください。

なお、詳しくは商標法施行規則様式 1 5 の 2 備考 9 をご覧ください。

2. 書類を郵送する場合の封書の宛先について

書類を郵送する場合の封書の宛先は、「審査官個人名」宛ではなく「特許庁長官」宛にしてください。

3. この書面において著作物の複製をしている場合について

特許庁は、著作権法第 4 2 条第 2 項第 1 号（裁判手続等における複製）の規定により著作物の複製をしています。取扱いにあたっては、著作権侵害とならないよう十分にご注意ください。

審査長／代理	審査官	審査官補
大島 勉	駒井 芳子	
4 2 4 2	4 1 2 1	